

調布市公共サイン整備ガイドライン

平成27年3月

調布市

目 次

序 章 調布市公共サイン整備ガイドラインの策定にあたって	
1. 策定の背景と目的	1
2. 公共サインとは	2
3. 現状と問題	3
4. 計画の位置づけ	3
第 1 章 整備方針及びガイドラインの基本的な考え方と適用範囲	
1. ガイドラインの基本的な考え方	4
2. ガイドラインの適用範囲	5
3. ガイドラインの構成と使用方法	6
第 2 章 公共サインの整備にあたって	
1. サインの機能	8
1-1 サインの種類と機能	8
1-2 表示内容の基本ルール	9
2. 設置基準	10
2-1 サインの配置・設置方法	10
2-2 サインの設置高さと大きさ	13
3. 表示基準	14
3-1 ピクトグラムと各種デザイン	14
3-2 書体	17
3-3 文字の大きさ	19
3-4 色彩	20
3-5 表記方法	22
4. 種類別サイン	24
4-1 案内サイン	24
4-2 誘導サイン	29
5. 維持管理	33
5-1 公共サイン整備の流れと運用イメージ	33
5-2 サインのメンテナンス	35
第 3 章 公共サイン整備の推進に向けて	
1. 公共サインの統一	36
2. 市民参加と協働の推進	36
3. 継続的な取組	36

序章 調布市公共サイン整備ガイドラインの策定にあたって

1. 策定の背景と目的

調布市では、「調布市バリアフリー基本構想（平成 24 年 3 月）」に基づき、ノーマライゼーションの理念とユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を図ることを目的として、「調布市公共サイン整備方針（平成 24 年 3 月、以下、「整備方針」という。）」を策定し、誰にもわかりやすい公共サイン整備を推進しています。

整備方針に基づき、飛田給駅周辺地区においては、スポーツ祭東京 2013 の開催を見据えるとともに、「調布市バリアフリー基本構想」において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）」に基づく重点整備地区に位置付けられていることを踏まえ、「調布市飛田給駅周辺地区公共サイン整備計画（平成 24 年 4 月）」を策定し、公共サイン整備を実施しました。また、深大寺周辺地区においては、地区の良好な街並み景観維持・継承を目的とした「調布市深大寺地区街なみ整備基本計画（平成 24 年 11 月）」及び整備方針に基づき「調布市深大寺地区公共サイン整備計画（平成 25 年 10 月）」を策定し、地区内における回遊性の向上等を目的とした公共サイン整備を実施しています。

また一方で、調布市においては、市民、事業者との協働による調布らしい魅力ある景観形成を推進するため、景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）に定める景観行政団体に移行するとともに、「調布市景観条例（平成 25 年 3 月 27 日条例第 7 号）」及び「調布市景観計画（平成 26 年 2 月）」を施行し、建築行為等について景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく事前協議による規制誘導を実施しています。

今後は、飛田給駅周辺地区及び深大寺周辺地区における整備計画を踏まえ、整備方針の内容をより具体化し補足するとともに、調布らしい魅力ある景観形成に向けた取組への配慮を図り、また、誰にもわかりやすく、安心・安全に使い、統一感のある美しい公共サイン整備を推進していくため、「調布市公共サイン整備ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を策定します。

2. 公共サインとは

公共サインとは、まちの地理や方向、施設の位置等に関する情報を人々に提供する媒体としての標識、地図や案内誘導板等の総称であり、公的機関が公共空間に設置するものとされています。

案内サイン

地図などの情報を表示し、施設等の全体像や位置関係等を案内するサイン



誘導サイン

名称や矢印、ピクトグラム、距離などを用いて、施設等の方向を指示するサイン



位置サイン

名称やピクトグラム等を用いて施設等の位置を告知するサイン



説明サイン

地域資源の内容や施設利用に関する様々な告知を行うサイン



規制サイン

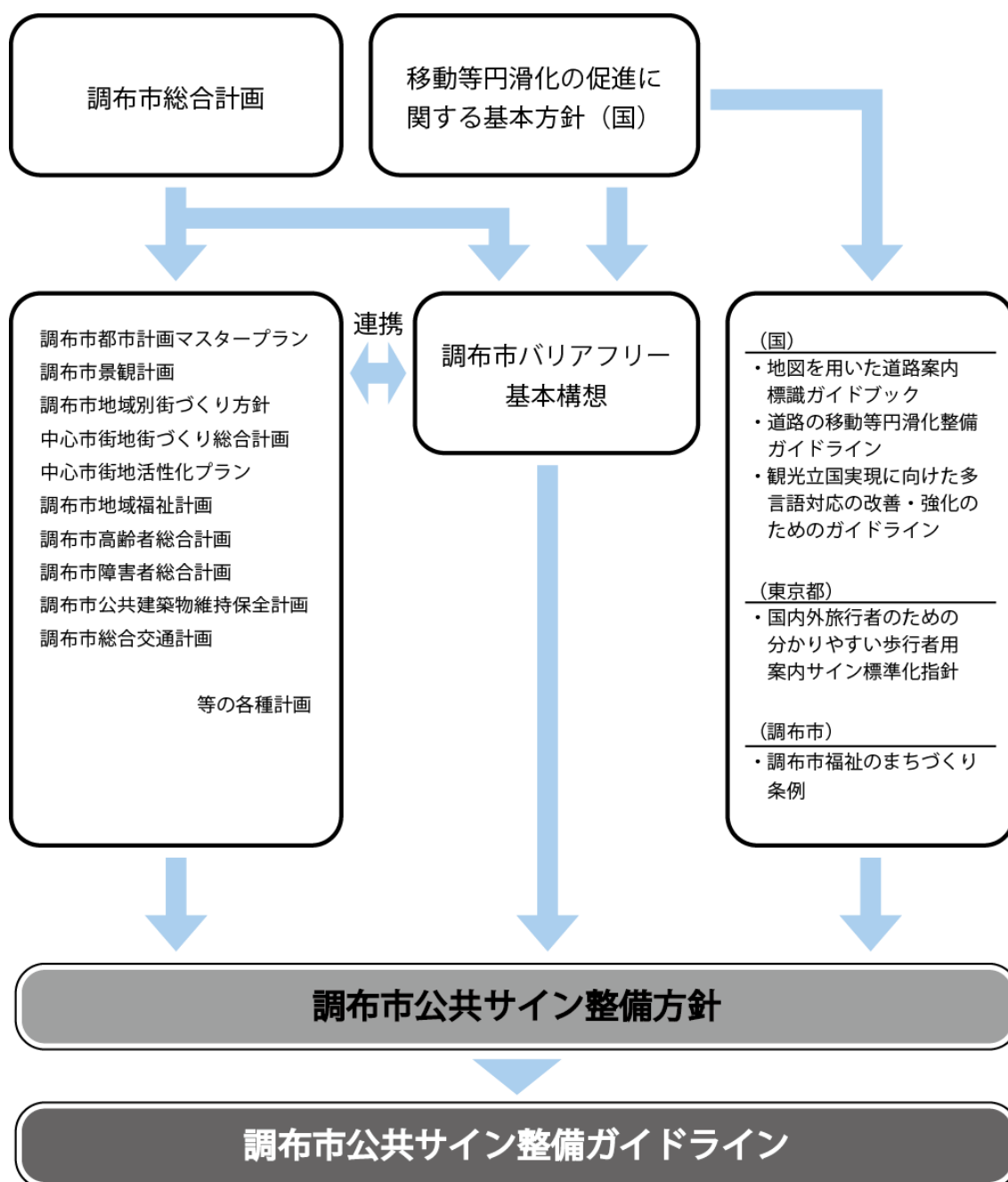
利用者に禁止、危険、注意を訴え行動を規制するサイン



3. 現状と問題

- 様々な形状のサインが設置されていることより、表示やデザインの統一感の欠如、連携性の欠如や同位置への複数のサインの設置による景観への配慮不足なども見られ、利用者にとってはわかりづらいものとなっています。
- 多言語表記やサインの視認性など、障害者や高齢者をはじめ、外国人への適切な情報提供など、ユニバーサルデザインへの対応にばらつきが見られます。
- 管理者が不明確などの要因により、サインの劣化や掲載情報の更新などへの対応にばらつきがあり、サイン本来の機能が活かされていないものが見られます。

4. 計画の位置づけ



第1章 整備方針及びガイドラインの基本的な考え方と適用範囲

1. ガイドラインの基本的な考え方

整備方針では、公共サインの役割や市内における掲出状況を踏まえるとともに、ユニバーサルデザインの理念を踏まえた基本的な視点（公平，簡単，安全，機能，快適）及びまちの景観に与える影響を配慮し，以下に示す5つの基本方針を定めています。

《基本方針1：だれでもわかるサイン》

高齢者や障害者，子ども，外国人など，誰でも容易に認識，理解できるサインとするため，ピクトグラムや視認性のよい書体，文字サイズ，地図，色彩，多言語表記などの基本的な考え方を示します。また，情報の重複やサインの乱立により視認性や認識性が低下しないよう，情報の整理，集約化を図ります。

《基本方針2：安全・安心に使えるサイン》

高齢者や障害者，子ども，外国人など，誰もが安心して利用できるよう，統一した設置基準を用いるものとし，構造（角が突き出ない形状や掲出高さなど）・設置方法（視認性や連続性の確保など）について基本的な考え方を示します。

《基本方針3：デザインの統一されたサイン》

統一した表示基準によるサインの設置・更新を行いデザインの統一を図ります。また，関係機関*1との連携により，同じ施設を示すサインが異なる文字表記や異なるピクトグラムを用いて混乱を招かないようにします。地区特性に配慮し，サイン本体の色や形状など景観への配慮を行うものとします。

*1 関係機関：本ガイドラインの適当範囲対象となるサインの設置管理者

《基本方針4：連続性の確保されたサイン》

起点から目的地まで案内・誘導が連続して行われるよう，配置の考え方を設置基準として示し，案内・誘導サインの連続性を確保します。

《基本方針5：適切に維持管理されたサイン》

設置管理者が適切な維持管理を行うことにより，正確な情報提供をはじめ，見やすさや利用しやすさなど快適性を維持します。

本ガイドラインは，5つの基本方針に基づく公共サイン整備を推進するため，整備方針の中身をよりわかりやすく解説するとともに，整備方針策定後の社会状況の変化を踏まえ，整備方針を補足するものとして定めたものです。

2. ガイドラインの適用範囲

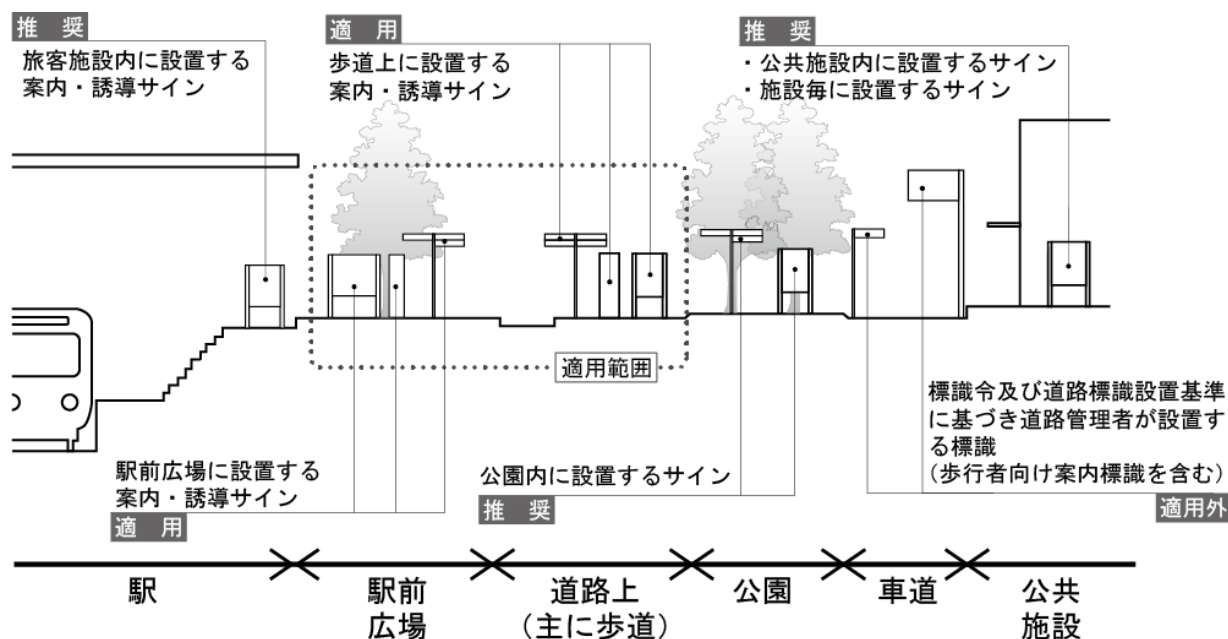
本ガイドラインは、主に公共施設等への案内・誘導を目的とする、道路管理者又は公共施設管理者が設置・管理する公共サインの新設、改修及び増設等を行う場合に適用します。また、施設の特徴や地区毎に歴史や自然などの特性を生かす場合には、本ガイドラインを基本として施設毎及び地区毎に整備計画を策定し、統一感を持った公共サイン整備を推進することとします。

なお、下記以外の公共サイン整備を実施する場合は、ガイドライン所管課である都市計画課との協議のうえで行うことができます。

公共サインごとの適用区分

区分	対象となる公共サイン
適用	道路管理者（市）が歩道等に設置・管理する歩行者用の案内サイン、誘導サイン（特定の地域において計画的に設置するサインを含む）
	公共施設管理者が歩道上又は施設敷地内に設置・管理する歩行者用の案内サイン、誘導サイン
推奨	道路管理者又は公共施設管理者が、歩道上又は施設敷地内に設置・管理する歩行者用の位置サイン、説明サイン、規制サイン
	公共交通事業者等が設置・管理する案内・誘導サイン
	公園管理者（市）が施設内に設置・管理するサイン全般
	市の公共建築物内、及び特別特定建築物内に設置されているサイン全般
	国、都が市内に設置・管理する公共施設におけるサイン全般 施設ごとに設置するサイン（原則、施設単位での統一を図る）
適用外	自動車（自転車含む）を対象としたサイン全般
	法令等に基づき設置されるサイン全般

適用範囲イメージ

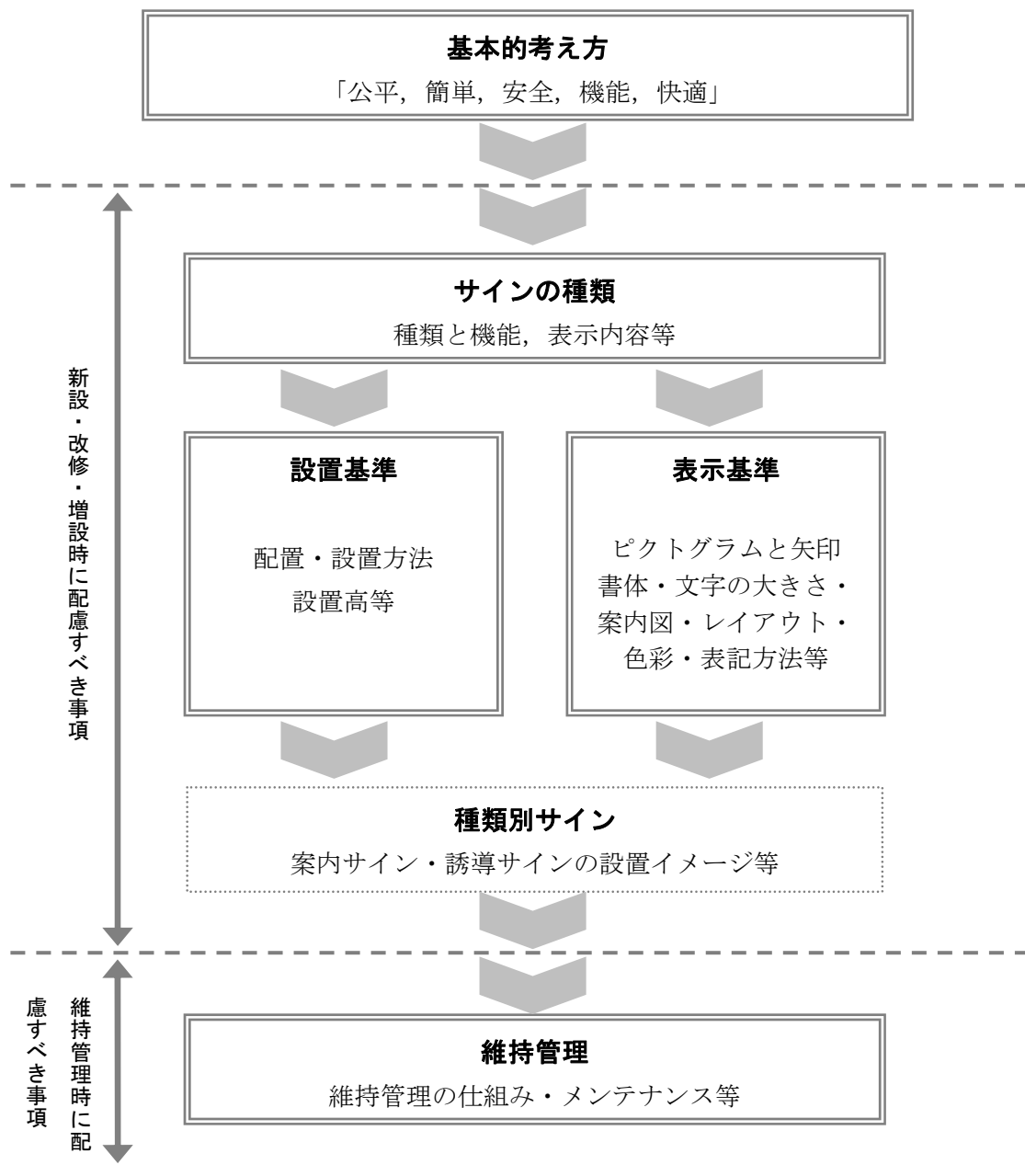


3. ガイドラインの構成と使用方法

本ガイドラインでは、公共サイン整備における共通性を確保していくため、基準や配慮すべき項目等を示しています。

実際に、公共サイン整備の実施にあたっては、道路管理者及び道路構造物、道路占用物の所有者との協議を行うとともに、サインの種類や機能を踏まえたうえで、配置や設置方法に関する「設置基準」、ピクトグラムや書体、色彩や表記方法等に関する「表示基準」を参考に公共サイン整備を行うものとします。

また、サインの設置後は、カルテを基に維持管理やメンテナンスを行い、設置者及び管理者による適切な維持管理に努めるものとします。



本市が整備する各種公共サインについては、以下にあげる基準や配慮すべき事項等を踏まえ、ユニバーサルデザインや安全性とともに景観的な視点にも十分配慮したうえで整備を行います。

また、市内で、国、都及び各種団体が公共サインを設置する場合でも、本市が設置する公共サインとの整合性を図るため、ガイドラインへの協力を呼びかけるものとします。

○：適用 △：推奨 —：適用外

ガイドライン項目		サイン種別				
		案内・誘導サイン		その他		
		特定の地域 で計画的に 設置	施設毎に設 置	位置・説明・ 規制	自動車(自転車 含む)を対象と したもの	法令等に基 づき設置さ れるもの
2章公共サインの整備にあたって						
1	サインの種類					
	1-1 サインの種類と機能	○	○	○	—	—
	1-2 表示内容の基本ルール	○	○	○	—	—
2	設置基準					
	2-1 サインの配置・設置方法	○	○	○	—	—
	2-2 サインの設置高と大きさ	○	○	○	—	—
3	表示基準					
	3-1 ピクトグラムと各種デザイン	○	△	△	—	—
	3-2 書体	○	△	△	—	—
	3-3 文字の大きさ	○	△	△	—	—
	3-4 色彩	○	△	△	—	—
	3-5 表記方法	○	△	△	—	—
4	種類別サイン					
	4-1 案内サイン	○	△	—	—	—
	4-2 誘導サイン	○	△	—	—	—
5	維持管理					
	5-1 公共サイン整備の流れと運用イメージ	○	○	△	—	—
	5-2 サインのメンテナンス	○	○	△	—	—
3章公共サイン整備の推進に向けて						
1	公共サインの統一	○	○	○	—	—
2	市民参加と協議の推進	○	○	○	—	—
3	継続的な取組	○	○	○	—	—



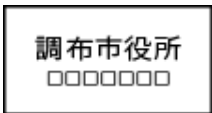
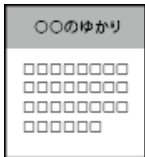

第2章 公共サインの整備にあたって

1. サインの機能

1-1 サインの種類と機能

①種類と機能

○各サインの用途や機能を十分把握し、それらの機能を生かした効果的な組み合わせや効率的な案内、誘導が行えるよう、計画的に設置することが大切です。

種類	機能	該当例	適用
案内サイン 	施設全体を示し、現在位置との相互関係を示す。施設の全体像を知る。	エリアマップ(中心市街地、観光、ルート)等	適用
誘導サイン 	名称、矢印、ピクトグラム、距離の表記を用いて、利用者を目的の場所まで導く。	施設誘導、トイレ誘導、スロープ誘導 等	適用
位置サイン 	その場所やものを示し、名称を示すことで、他と識別する。	施設の名称、トイレの男女表示 等	推奨
説明サイン 	施設の機能や地域資源の内容を知る。事物の内容、意図、使用方法などを説明する。	歴史の説明、観光案内、トイレブース説明 等	推奨
規制サイン 	施設利用に関する様々な規制を行う。防災や安全に関する注意、警告を行う。	禁煙表示、立入禁止表示、通行区分表示 等	推奨

1-2 表示内容の基本ルール

①表示内容

○サインの表示内容は、情報過多や重複により、文字が小さくなり、わかりにくくなってしまう場合があります。そのようなことを防ぐために、サインの種類によって表示する内容を、利用者にとって共通の認識が得られ利便性の高い公的施設や商業施設、福祉関連施設を中心に下記のとおり整理します。

<表示内容の整理ポイント>

- ・下表を参考に地区の状況に合わせて、表記内容、誘導対象とする施設を決めるものとします。

案内サイン：案内地図に表示する内容
誘導サイン：誘導対象とする施設
位置サイン：誘導サインで誘導対象とした施設

表示名		サイン種類	案内サイン	誘導サイン	位置サイン(推奨)
行政区分	市名		●		
	丁名		●		
鉄道 道路 河川	路線名		●		
	高速道路名		●		
	道路名, 通り名		●	●	●
	交差点名		●		
交通施設	河川名		●		
	駅名		●	●	●
公共施設 公益施設	バス停名		●		
	庁舎, 出先機関		●	●	●
	警察署, 交番		●		
	消防署		●		
	郵便局		●		
	国の機関, 公共地方サービス機関		●		
	病院		●	●	●
	学校		●		
	幼稚園, 保育園		●		
	福祉施設		●	●	●
	体育館, 運動場		●	●	●
	団地, 集合住宅		●		
	駐車場		●	●	●
	駐輪場		●	●	●
	その他		●		
	文化施設	公会堂		●	●
公民館			●	●	●
図書館			●	●	●
公園			●	●	●
植物園			●	●	●
美術館, 博物館, 劇場			●	●	●
その他			●		
公衆便所		●	●	●	
名所・旧跡	神社, 仏閣, 寺院, 教会		●	●	●
	史跡		●	●	●
宿泊施設	ホテル, 旅館		●		
商業施設	百貨店, スーパー		●		
店舗	銀行		●		
公共設備	エレベーター, エスカレーター, 階段		●	●	●

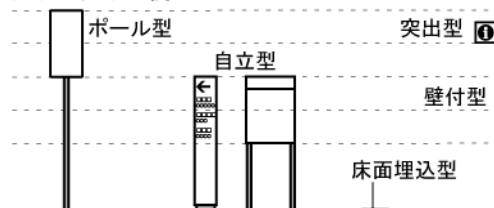
2. 設置基準

2-1 サインの配置・設置方法

①サインタイプ

○サインにはその機能にふさわしい設置タイプがあります。例えば遠くから見る誘導サインはポール型や吊下型，近くで見る案内サインは自立型や壁付型など，機能にあわせた選択を行います。

・サインタイプ例



・サイン設置の基本

種類	種類	目的	設置場所
案内サイン	広域案内図	概ね1/2500, 3km四方程度の歩行範囲を表示する。	交通拠点となる鉄道駅やバスターミナルなど行動起点や主要交差点などの案内拠点となる場所に設置
	周辺案内図	概ね1/1000, 1km四方程度の歩行範囲を表示する。	
誘導サイン	誘導施設 +案内図	誘導対象とする施設の名称やピクトグラムと方向を示す矢印, 小型の案内図のセットで表示する。	行動起点と目的地や誘導施設との中間点となる主要交差点付近や、誘導経路上の分岐点や目的地周辺付近に設置
	誘導施設	誘導対象とする施設の名称やピクトグラムと方向を示す矢印, 施設までの距離等を表示する。	
位置サイン	建物等施設名	施設等の名称を表示する。	誘導対象とする施設に設置
	設備名	エレベーター等, 歩行者にとって必要な設備の位置を示す。	当該場所に設置

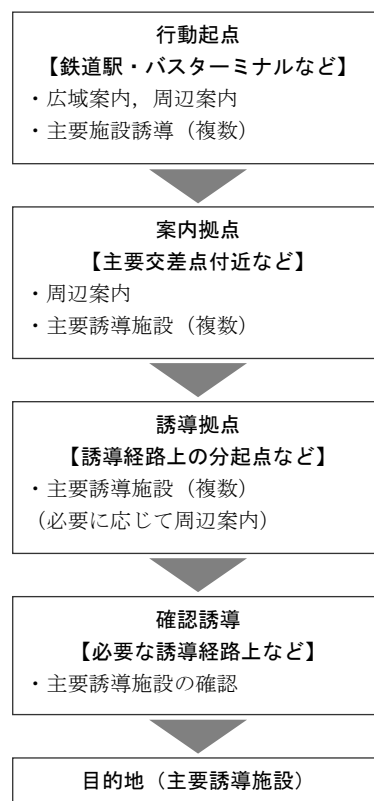
②サインシステムの考え方

○サインシステムとは，利用者が目的地までスムーズかつ安心して移動するため，それぞれのサインが連携して情報を提供する仕組みのことです。

○公共施設等を案内，誘導するサインは，行動起点から目的地（施設）までの動線上における道路や道路に面する場所へ，相互に連携し，効率的に掲出することで機能が向上します。

<サインシステムのポイント>

- ・歩行者の案内，誘導の流れは，行動起点から目的地までの段階的な誘導に合わせ，必要なサインを適切に設置します。
- ・利用者の視点から，不安や迷いを感じさせないように配置します。
- ・必要最小限の数を設置することとします。
- ・原則として目的地までの最短ルートを設定しますが，道路状況や地域性，バリアフリー等を考慮した安全でわかりやすいルートを優先的に設定します。



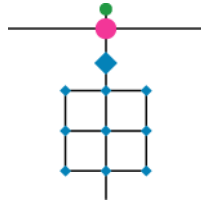
③サインの配置の考え方

○地域性や道路整備の状況、施設の配置状況に応じて体系的に配置し、周囲の景観に配慮することで過剰な設置を避けます。

<サイン配置のポイント>

- ・階層配置：行動の起点を特定し、そこから不特定の終点に向かって配置します。

→複数の目的地が一定の範囲内で多く立地する駅を中心とした一般的な都市部など



- ・線條配置：行動の起点と終点を特定し、その間の要所に配置します。

→目的地や誘導ルールが明確となる観光地（深大寺など）やランドマーク施設（味の素スタジアムなど）が立地している地域など



<凡例>

- 案内サイン
- ◆ 誘導サイン
- 位置サイン

<市街地における配置のポイント>

総合案内サイン：行動起点（鉄道駅など）

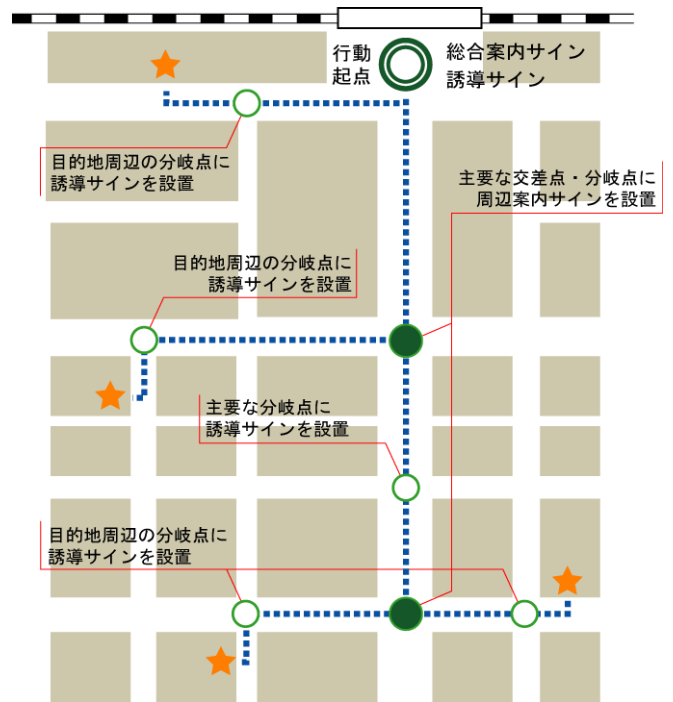
- ・広域や周辺の総合的な案内、誘導情報を提供できる機能を整備します。
- ・駅周辺には、多くの情報や案内サインの掲出が考えられますが、可能な限り集約し、周囲の景観を損なわないように配慮します。

周辺案内サイン：主要な交差点及び分岐点など

- ・主要な交差点や分岐点付近に配置します。施設の配置状況など、必要に応じて追加について検討します。
- ・行動起点から目的地まで、効率的に誘導するため、必要に応じて誘導サインを組み合わせたサインの配置を検討します。

誘導サイン：分岐点など

- ・行動起点から目的地までルート上の分岐点に配置します。
- ・目的地まで各々のサイン間隔が長い場合は、確認（利用者の迷い防止）のため誘導サインを配置します。



凡 例	
● (Pink)	総合案内サイン
● (Green)	周辺案内サイン
○ (Green)	誘導サイン
★ (Pink)	誘導対象施設
--- (Blue Dashed)	誘導ルート

④設置の考え方

- 利用者や周辺環境で起こりうる影響を想定して設置します。
- 設置場所の状況を十分に把握し、安全、顕示、視認・機能及び景観等の点に配慮して設置します。

<設置のポイント>

安全性

- ・歩行者だけでなく、車いす使用者などバリアフリーについて考慮します。
- ・点字ブロックによる動線を阻害しないよう配慮します。
- ・道路上においては、街路樹、屋外広告物及び道路構造物等との関係に留意し、サイン設置後においても、通行の支障とならないよう十分な歩行者空間を確保して設置します。
- ・交差点上にサインを設置する際は、歩行者の動線を妨げない位置（植込みの中等）に設置するとともに、自動車や他の通行者に対して視界を妨げないように設置します。

顕示性

- ・建築物や樹木、地形等の影になるような場所への設置を避け、周辺環境の中でサインの顕示性を確保します。
- ・設置場所及びサインの種別によっては、「インフォメーションマーク」を表示するなど、サインの顕示性の確保に努めます。

視認性・機能性

- ・利用者が誤認しないよう、動線上の見やすい位置へ設置します。
- ・車いす使用者など様々な利用者を想定したうえで、見やすい高さや向きを考慮して設置します。
- ・夜間における視認性を確保するため、可能な範囲で街路灯とサインの位置関係に工夫します。

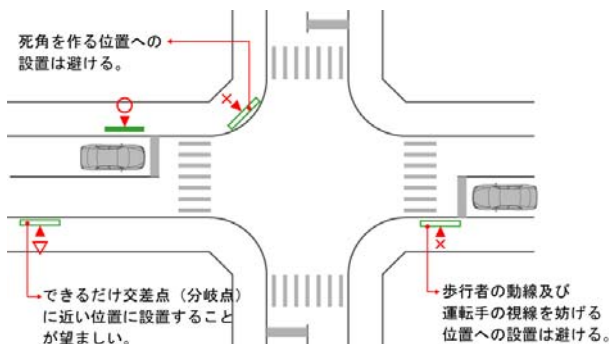
景観性

- ・自然環境や市街地等、周囲の景観に考慮し、まちの雰囲気を乱さないように留意します。
- ・集約化を図るなど効率的な設置に努め、近接した位置に複数の同種のサインが設置されることを防止します。

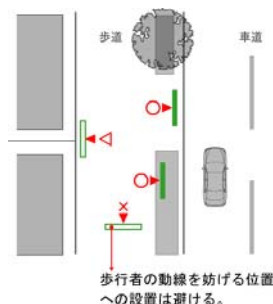
<種類別の設置の際のポイント>

【案内サインの場合】

- ・交差点に設置する場合
→通行の支障にならないように配慮しつつ、可能な限り、交差点（分岐点）に近い場所に設置します。
→大きな交差点では、安全性に考慮して交差点の側端又は道路の曲り角、横断歩道又は踏切の前後の側端から5m以上離して設置します。

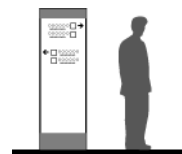


- ・広幅員道路（歩道のある）に設置する場合
→街路樹及び標識等に配慮しつつ、歩道の道路側若しくは植込み内などに設置します。

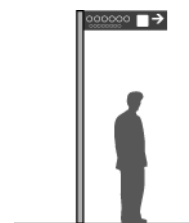


【誘導サインの場合】

- ・立板タイプを設置する場合
→歩道に対して並行に設置を基本としますが、進行方向に対して直行して設置する場合は表裏両面の誘導サインとしての表示を検討します。
→案内サイン等と一体的に設置する場合は、周囲の状況及び利用者の滞留空間に考慮して設置します。



- ・羽板タイプを設置する場合
→分岐点となる交差点及び交差点付近の見やすい位置に設置します。
→目的地までの範囲が広範囲である場合は、必要に応じて繰り返しの設置を心がけます。
→表裏の表示面で、施設誘導が適切に行われるように配慮します。



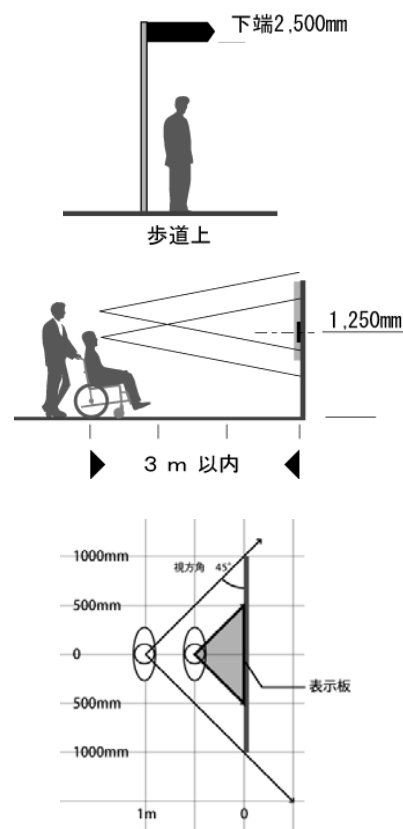
2-2 サインの設置高さや大きさ

①設置高さや大きさ

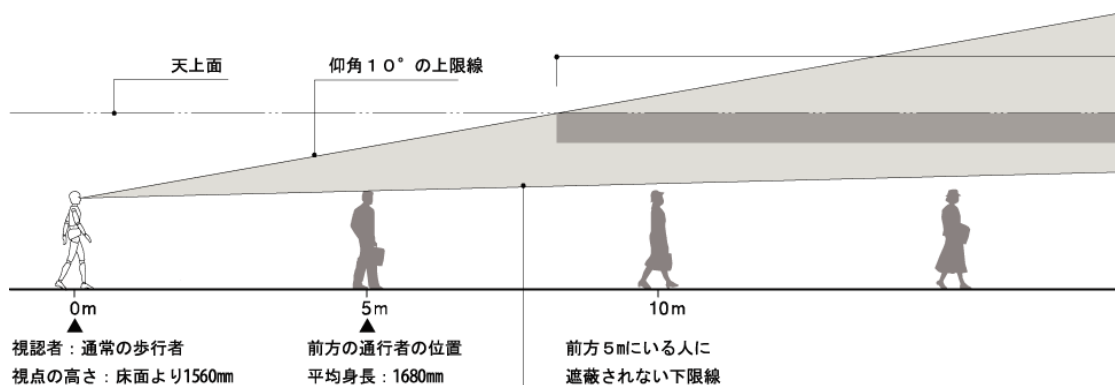
- 車いす使用者や立位の利用者の双方が見やすい設置高さや大きさとします。
- 遠くから見るサインについては、移動しながら視認すること及び前方にいる通行者に視線を遮られることを踏まえて、サインの設置高さを設定します。
- 歩道上に設置する際は、安全な歩行の確保のため、サインの表示板の下端高さを確保します。
- 必要最小限の大きさ、形状とし、限られた公共空間を広く占有しないよう努めるとともに、周囲の景観との調和を図ります。

<高さ・大きさの目安>

- ・中距離から見るサインで歩道上に張り出すサインは、歩道の建築限界であるサインの下端 2,500 mm を確保します。
- ・近距離から見るサインの設置高さ、その中心を 1,250 mm 程度の高さにします。また、案内図などの詳しい情報は、車いす使用者も無理なく判読できるように 1,250 mm 程度を表示面の中心にします。
- ・地図などの情報量の多いサインについては、視力の弱い人が表示面から 50 cm 程度の距離から見渡せる範囲を基準とし、一つの地図面当たり 1m 四方程度の大きさとし、
→視方角（視軸と視対象のなす角）が 45° 以下では表示内容の誤読率が増加します。そのため、視方角と視距離を意識した、適正な大きさとし、



- ・歩行中もサインを視認できる仰角 10° 以下の無理なく視野に入る範囲とします。
※人が多い場合には、必ずしも見えない可能性があることに注意します。



3. 表示基準

3-1 ピクトグラムと各種デザイン

①ピクトグラム

○一見してその表現内容を理解できることや、母国語の表記がない外国人などにも優れた情報提供のための有効な手段として、絵文字による表現のピクトグラムを活用します。

○ピクトグラムについては、JIS規格化された標準案内用図記号*1の使用を基本とします。

*1：2001年3月に交通エコロジー・モビリティ財団により策定され、JIS案内用図記号が選出されている。

○地図記号又はJISに制定されていない新たなピクトグラムが必要な場合は、JISのイメージを尊重したデザインで新規に作成することができることとします。



<整備の際のポイント>

・ピクトグラムのない施設を案内図で表現する際には、基本的にアイキャッチャー「■」を使用して表示します。

■ 文化会館たづくり

・図記号の色彩は原則「地：白／絵文字：黒」又は「地：黒／絵文字：白」とします。ただし、JISの安全色を用いる（安全色が規定している意味を用いる場合）、男女を識別する（慣例色として男女を分けるなどは可）、下地（背景）色の状況等に応じて変更を可能とします。その際は、十分な明度差をとることに留意する必要があります。



・移動円滑化施設（情報拠点や公衆トイレなど）をはじめとするバリアフリー情報に関するピクトグラムについては、視認性及び判読性を高めるため、「地：青／絵文字：白」で表現します。



・案内図等に掲載する踏切は、車いす利用者等には必要な情報であるため、ピクトグラムを表示します。なお、ピクトグラムについては、「踏切ありの警戒標識」（道路標識令：207-B）を使用します。



踏切ありの警戒標識：207-B

・公衆トイレやエレベータ等で障害者等の利用が可能な施設のうち、利用可能時間等がある場合は、その内容を可能な限り表示します。

※その他の絵文字等

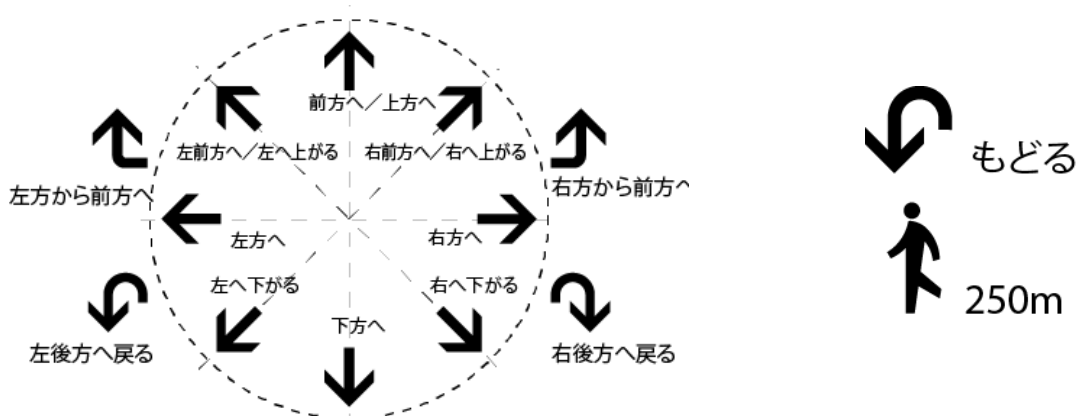
官公庁及びその出先機関	国道及び県道	地図面に表示する信号機

②矢印

○視認性が高く、シンプルでわかりやすいデザインとし、JIS 規格化された「標準案内用図記号の指示」から応用した記号の使用を基本とします。

<整備の際のポイント>

- ・矢印は目的地への誘導ルートを示すため、方向の意味に応じた表示を行います。また、指示方向を明確に示すため、現在地と目的地の位置関係を踏まえて表示します。
- ・各地点より目的地まで、連続性のある誘導を促すため、原則「左／右後方へ戻る」の表示の使用は避けます。ただし、設置場所によりやむを得ない場合については、「もどる」などの文字による補助表示をします。



③方位

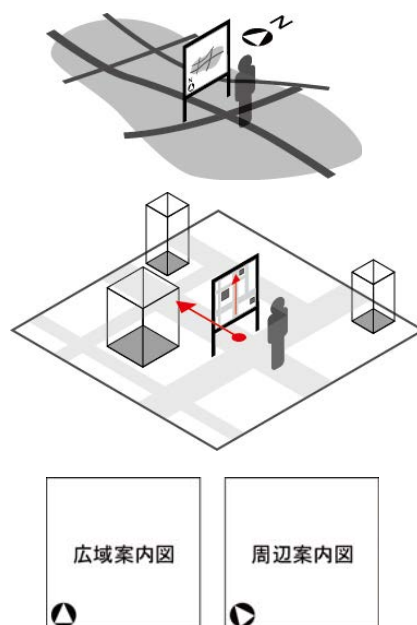
- 地図の位置関係を把握するため、地図面には方位記号を表示します。
- 地図の方位については目的や範囲を踏まえた表示を行います。

<整備の際のポイント>

- ・市全域及び広域的な範囲を示す地図については、「北」を上に表示します。
- ・歩行圏などの比較的狭い範囲（周辺案内）を示す地図については、利用者が地図を見て、目的地までの経路をイメージしやすくするため、サインに向かって「前方」を上に表示します。
- ・案内図に簡略図（キーマップ）などを併用して使用する場合は、一般的な地図表記と同様に「北」を上に表示します。
- ・掲載している情報の支障にならないよう、基本的に地図表示面の四隅のいずれかに配置します。

地図の表示のイメージ

（上段：北上／下段：前方上）

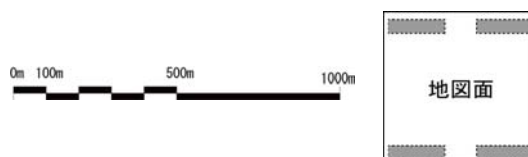


④スケール

- 市全域及び広域、周辺などの案内地図については、目的に応じた表示範囲を定め、移動距離の目安となるスケールを表示します。

<整備の際のポイント>

- ・掲載している情報の支障にならないよう、基本的に地図表示面の四隅のいずれかに配置します。
- （左：表記イメージ／右：配置イメージ）



⑤現在地

- 利用者の位置を確認するため、地図面の中に現在地を表示します。

<整備の際のポイント>

- ・現在地の表示は和英併記とします。
- ・地図面の中での視認性を確保するため赤色を使用します。ただし、下地（背景）色の状況により、文字情報を反転できるものとします。
- ・表示位置は可能な限り地図の中央に配置します。周囲の掲載状況によっては引き出して表示するなどの工夫を行います。

現在地表示のイメージ

（左：通常／中央：反転／右：吹き出し）



3-2 書体

①言語と書体

- 和文字については、視認性と可読性に優れ、文字組みが容易で変更等の対応に向く角ゴシック体を標準的な書体とします。
- 英文字については、和文字の角ゴシック体にも合う、スタンダードな書体として飾りのないサンセリフ系書体を使用します。
- その他の言語を使用する場合は、国内で一般的に使用されている書体を使用します。
- 文字の判読性や視認性、表示面の情報量等に配慮し、文字の変形等を行うことを可能とします。

<整備の際のポイント>

- ・整備計画内及び施設単位で複数のサインを設置する場合は、同様の書体を使用します。
- ・歴史的な観光資源をはじめ、各施設の状況等を考慮して書体を選択することを可能とします。

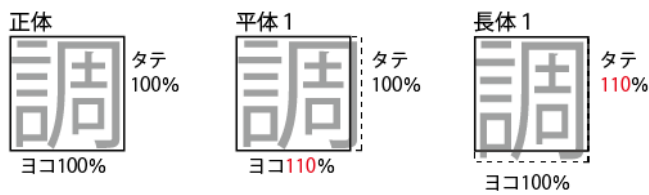
・和文字の角ゴシック体及び英文字のサンセリフ系書体の例



※出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン／国土交通省

- ・白地に黒文字の場合は「太字」を使用します。
- ・色地にヌキ文字の場合及び案内図や説明等には「細字」を使用します。
- ・和文字は、読みやすさと美しさのために、長文など表示面に納まらない場合を除き、縦100%×横110%の平体を標準とします。
- ・英文字は、文字固有のバランスをくずさないために、縦100%×横100%の正体を標準とします。
- ・和文字、英文字とも読みやすくするために、文字間を標準よりも広めに調整します。
- ・ひらがなのルビは、必要に応じて表記することができます。表記する際は、わかりやすさを基本に、適宜、文節に合わせた「わかち書き」にします。

・文字の変形



- ・和文字書体の例
(太字) 平体1

ちょうふし こども はったつ せんたー
調布市 子ども発達センター

- (細字) 平体1

ちょうふし こども はったつ せんたー
調布市 子ども発達センター

- ・英文字、数字書体の例
(太字) 正体

Chofu City Tobitakyu
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

- (細字) 正体

Chofu City Tobitakyu
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

3-3 文字の大きさ

①文字の大きさと視距離

○遠距離から視認する文字の大きさは、公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドラインをもとに、日本語の見やすさ、ひらがなと英語を組み合わせたときのバランスを考慮して、視認距離との関係から求めます。

<大きさの目安について>

・遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サイン等は20m以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サイン等は4~5m以下に視距離を設定することが一般的です。

・右表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるために通常有効な文字の大きさを示しています。

視認距離	和文字	英文字
30m	120 mm 以上	90 mm 以上
20m	80 mm 以上	60 mm 以上
10m	40 mm 以上	30 mm 以上
4m~5m	20 mm 以上	15 mm 以上

・視認距離：20~30m

120
24
60
調布市役所
Chofu City Hall

This example shows a large sign for a viewing distance of 20-30m. The Japanese characters '調布市役所' are 120mm high, and the English characters 'Chofu City Hall' are 60mm high. A smaller height of 24mm is also indicated for the Japanese characters.

・視認距離：10m~20m

36
15
90
18
45
ちょうふしやくしよ
調布市役所
Chofu City Hall

This example shows a sign for a viewing distance of 10-20m. The Japanese characters '調布市役所' are 90mm high, and the English characters 'Chofu City Hall' are 45mm high. The hiragana 'ちょうふしやくしよ' is 36mm high. Smaller heights of 15mm and 18mm are also indicated for the Japanese characters.

・視認距離：5m~10m

20
8
50
10
ちょうふしやくしよ
調布市役所
Chofu City Hall

This example shows a sign for a viewing distance of 5-10m. The Japanese characters '調布市役所' are 50mm high, and the English characters 'Chofu City Hall' are 25mm high. The hiragana 'ちょうふしやくしよ' is 20mm high. Smaller heights of 8mm and 10mm are also indicated for the Japanese characters.

・視認距離：4m~5m

13
25
13
6
6
ちょうふしやくしよ
調布市役所
Chofu City Hall

This example shows a sign for a viewing distance of 4-5m. The Japanese characters '調布市役所' are 13mm high, and the English characters 'Chofu City Hall' are 13mm high. The hiragana 'ちょうふしやくしよ' is 6mm high. Smaller heights of 6mm and 25mm are also indicated for the Japanese characters.

























(縮尺：1/5 単位：mm)

3-4 色彩

①色彩の考え方

- 誰もが見やすく、わかりやすい、耐久性についても配慮した色彩を使用します。
- 視力が低下した高齢者、色覚障害のある人など、ユニバーサルデザインに配慮した色彩計画となるよう工夫します。
- 判読性を確保するために明度差を確保します。
- 地図表現については、自然な見え方を意識した色彩を心がけます。
- サインの躯体やベースとなる色彩については、設置場所の景観や地域特性に応じて、周囲の景観との調和に配慮した色彩を使用します。

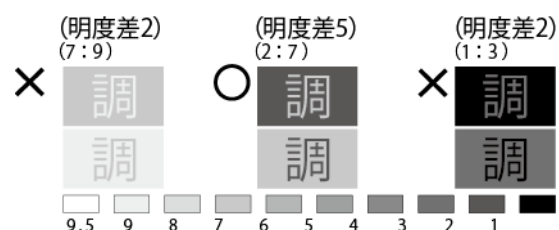
・色の見え方の例

	一般色覚	1型色覚	2型色覚
赤			
ピンク			
オレンジ			
黄色			
黄緑			
緑			
青			
紫			

- ・高齢化に伴う黄変化について、一般的な老化現象の一つである老人性白内障は、薄暗いところでもものが見えにくい、かすんで見えるなどの特徴があるといわれています。
- ・色覚障害とは、人の目の網膜にある赤、緑、青の3種類の色を認識する細胞のうち、どれかに変異を生じた状態を指します。赤と緑の区別がつきにくいなどの色の誤認が生じる可能性があります。

<整備の際のポイント>

- ・退色性を考慮した色彩, 材料を選びます。
- ・薄暗いところでも見やすいように大きくはっきりした表示を心がけます。
- ・地図等の地形の表現に用いる色彩については、公園や緑地は「緑」、河川等の水系には「青」を基調として色を使用するなど、自然に見える色彩を使用します。
(地図の例：東京都墨田区の一部)
- ・背景色と文字色に、なるべく5以上の明度差をつけます



- ・黒地に青色又は赤色を用いる組み合わせは、その部分が黒くみえてしまい認識できない場合があるので、水色に近い青やオレンジに近い赤を用いるようにします。



- ・赤系統と緑系統の色の直接の組み合わせは避けるようにします。



- ・黄地に白色又はその逆の組み合わせは避けるようにします。



- ・地色が薄い場合は黒，地色が濃い場合は白で表示すると視認しやすくなります。



- ・案内図などで弁別しにくい色を並べる際には、黒や白線で輪郭を取り、区分します。



- ・整備計画内及び施設単位で複数のサインを設置する場合は、サインの躯体やベース部分の色は、周囲の景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、地域及び施設で同様の色彩の使用を心がけます。



飛田給駅周辺地区
ベースカラー：ブルー



深大寺周辺地区
ベースカラー：ダークブラウン

3-5 表記方法

①言語表記

- サインの表記は日本語、英語の2言語を基本とします。
- 多言語表記が必要となる場合は、中国語（簡体字）、ハングルを加えて4言語を表示します。
- 地域性に応じて、上記の言語以外の併記を可能とします。
- 2言語以上を表記する場合は、言語表示による表示面が煩雑になるのを避け、必要な情報の伝達や判読性の確保に留意します。

<日本語の表記>

- ・漢字は常用漢字を使用し、国文法、現代仮名づかいによる表記を原則とします。ただし、地名など固有の名称等については例外とします。
- ・表示内容を簡潔なものとするため、施設名称など必要に応じて簡略化できるものとします。
- ・数字や紀年の表記等は、統一した表記とします。
- ・正式名称よりも地域に定着している名称等（通称、愛称）がある場合は、その名称を使用することを可能とします。

表記のポイント

【施設名称】

- ・長い名称による表示面の煩雑化を防ぐため、可能な範囲内で部分的な省略を行います。

表示例：調布市立中央図書館 ⇒ 中央図書館

- ・複合的な用途を含む施設等では、目的に応じて部分的な省略を行います。
- ・アルファベットによる名称が慣用化されている場合はその表記を可能とします。

表示例：日本電信電話株式会社 ⇒ NTT

【数字】

- ・数字の表記は、原則として算用数字を使用します。ただし固有名詞として使用する場合はこの限りではありません。

表示例：小島町1丁目

【ふりがな】

- ・地名、歴史上の人名及び文化財など読みにくい漢字には、必要に応じてふりがなを併記します。

【紀年】

- ・紀年は西暦により表記します。必要に応じて和暦も併記します。

表示例：2012年 2012年（平成24年）

<外国語（英語）の表記>

- ・案内サインや誘導サインについては、原則として英文（ローマ字）併記を行います。
- ・ローマ字表記は、ヘボン式を基本とします。

表記のポイント

- ・原則として固有名詞はローマ字で表記し、普通名詞の英訳によって表記します。
表示例：富士見公園 ⇒ Fujimi Park（ローマ字＋英訳）
多摩川 ⇒ Tama River（ローマ字＋英訳）
- ・原則として駅名やバス停名称は普通名詞の部分も含めてローマ字で表記します。ただし、必要に応じて表意を括弧で括って表記します。
表示例：調布駅南口 ⇒ Chofu-eki-Minamiguchi
(Chofu Sta. South)
- ・慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記とし、機能等については必要に応じて英語を併記します。
表示例：野川 ⇒ Nogawa River
深大寺 ⇒ Jindaiji Temple
- ・町名は切り離さずに表記し、「〇丁目」はアラビア数字のみ表記します。
表示例：小島町1丁目 ⇒ Kojimacho1
- ・施設名称は原則として正式英訳によりますが、略語が慣用化されている場合、略語の使用を可能とします。
表示例：駅 Station ⇒ Sta.
大学 University ⇒ Univ.
- ・表記が長く読みにくい語は、適宜ハイフン「-」を用いて分かち書きとします。
- ・企業名等で、英文による略語が慣用化している場合は、これを使用し、日本語の音や正式英訳を使用しないこととします。
表示例：NTT Nippon Telegraph and Telephone Corporation

【ローマ字の表記方法（ヘボン式）】

日本語音				
あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や	-	ゆ	-	よ
ら	り	る	れ	ろ
わ	-	-	-	-
ん	-	-	-	-
が	ぎ	ぐ	げ	ご
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
だ	ぢ	づ	で	ど
ば	び	ぶ	べ	ぼ
ば	び	ぶ	べ	ぼ
きゃ	-	きゅ	-	きょ
しや	-	しゅ	-	しよ
ちや	-	ちゅ	-	ちよ
にや	-	にゅ	-	によ
ひや	-	ひゅ	-	ひよ
みや	-	みゅ	-	みよ
りや	-	りゅ	-	りよ
ぎや	-	ぎゅ	-	ぎよ
じや	-	じゅ	-	じよ
びや	-	びゅ	-	びよ
ぴや	-	ぴゅ	-	ぴよ

ヘボン式ローマ字つづり						
a	i	u	e	o		
ka	ki	ku	ke	ko		
sa	shi	su	se	so		
ta	chi	tsu	te	to		
na	ni	nu	ne	no		
ha	hi	fu	he	ho		
ma	mi	mu	me	mo		
ya	-	yu	-	yo		
ra	ri	ru	re	ro		
wa	-	-	-	-		
n	-	-	-	-		
ga	gi	gu	ge	go		
za	ji	zu	ze	zo		
da	ji	zu	de	do		
ba	bi	bu	be	bo		
pa	pi	pu	pe	po		
ky	a	-	kyu	-	kyo	
sh	a	-	shu	-	sho	
ch	a	-	chu	-	cho	
ny	a	-	nyu	-	nyo	
hy	a	-	hyu	-	hyo	
my	a	-	myu	-	myo	
ry	a	-	ryu	-	ryo	
gy	a	-	gyu	-	gyo	
j	a	-	ju	-	jo	
b	y	a	-	byu	-	byo
p	y	a	-	pyu	-	pyo

ヘボン式ローマ字のつづり方

1. はねる音「ん」は、全て「n」と表記します。ただし、「m」「b」「p」の前では、「m」を表記します。
 2. はねる音を表す「n」と次にくる母音字又は「y」とを切り離す必要がある場合には、「n」の次にハイフン「-」を入れます。
 3. つまる音は、最初の子音字を重ねて表しますが、「ch」が続く場合には、「c」を重ねずに「t」を表記します。
 4. 長音^{※1}は母音字の上に「-」をつけて表すことができます。長音が大文字の場合は母音字を並べて表すことを可能とします。
 5. 特殊音の表記は、原則として自由とします。
 6. 文章の書き初め及び固有名詞は語頭を大文字で書きます。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で表記することを可能とします。
 7. 意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や「o」が重なる場合等は、その間にハイフン「-」を入れることを可能とします。
- ※1：長音記号は日本独自のもので、国際化されていないため、外国人に理解されない可能性があります。

4. 種類別サイン

4-1 案内サイン

①案内図の種類と縮尺

- 案内図については、利用目的や掲載すべき情報に合わせて範囲や縮尺を選択します。
- 案内図は、広域と周辺の2種を標準とし、必要に応じて市全域の案内及び詳細の案内図を使用します。

種類	利用目的	主な掲載情報	縮尺	地図の向き
全域案内	市全域の概要を把握するための支援及び移動手段の情報の手がかりを表示	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に立地する優先度の高い施設及び観光地等（広域避難場所等）を掲載 ・隣接市町村との位置関係の表示 	市内全域	北を上
広域案内	市街地の状況が把握でき、現在地及び目的地の位置関係、並びに目的地までの具体的な手がかりを表示	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の中で優先度の高い施設を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示 	1/2500 程度 →3km 四方程度の歩行範囲を表示	北を上
周辺案内	現在地周辺の地域情報と周辺の施設情報の把握を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動範囲内における地域情報を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示 	1/1000 程度 →1km 四方程度の歩行範囲を表示	前方を上
詳細案内	現在地周辺の詳細な地域情報と周辺の施設情報の把握を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺案内図より詳細な地域情報を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示 	目的や設置場所による	前方を上

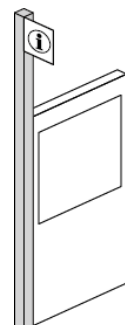
②掲載する情報と内容

- 設置位置に案内図があることを示すため、インフォメーションマークを掲出します。
- 案内図については「1-2/表示内容の基本ルール (P9)」及び「3. 表示基準 (P14~23)」の内容を基本としますが、縮尺や情報量による地図面の煩雑さ等を踏まえ、掲載内容を決定します。
- 地図面については、視距離との関係を踏まえて文字の大きさや見やすさを意識した色彩を使用します。
- 案内図には地図面とともに、「タイトル/現在地/方位/スケール/凡例/地図作成年月」を記入します。

<整備の際のポイント>

- ・案内サインであることを示すため、一定の距離からも視認しやすい位置にインフォメーションマーク (JIS 案内図記号) を掲出します。

(左：インフォメーションマーク/右：使用イメージ)



・案内図の文字の大きさは、最小文字高（和文）を4.5mm角以上とします。

※高齢者・障害者配慮設計指針-視覚表示物-日本語の最小可読文字サイズ推定法（JIS S 0032）では、例えば50歳の方が普通の明るさで約50cmの距離から読む場合、文字（ゴシック体）の大きさは約3.5mm角以上、64歳の人なら4.5mm角以上が要求されます。

・タイトル

ちようふし とびたきゅう
調布市 飛田給
Chofu City Tobitakyu

・駅名

けいおうせん とびたきゅうえき
京王線 飛田給駅
KeioLine Tobitakyu Sta.

・番地名

とびたきゅう にちようめ
飛田給 2丁目
Tobitakyu 2

・ランドマーク

調布市役所
Chofu City Hall

・道路/路線名

甲州街道
Koshukaido

・公共施設名

調布飛田給郵便局
Chofu Tobitakyu Post Office

・バス停/至表示

朝日町
Asahi cho

(縮尺：1/1 単位：mm)

- ・案内図には地図面の下部及び右側に凡例を表記します。表示については、ピクトグラムを先頭に上段を和文、下段を英文で表記します。

※凡例については、原則施設名称等の固有名詞は表記しません。

(参考)「国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針(歩行者編)」平成27年2月/東京都

図表 44 凡例一覧(例)

ピクトグラム	日本語	英語	中国語(簡体字)	中国語(繁体字)	韓国語
	国道番号	National Highway No.	国道号	國道號碼	국도번호
	都道番号	Metropolitan Road No.	都道号	都道號碼	도(都)도번호
	バス路線/ バス停留所	Bus Route/Bus Stop	公交车线路/ 公共汽车站	公車路線/公車站	버스노선/ 버스정류장
※1	鉄道駅	Train Station/Station	火车站	車站	철도역
※1	地下鉄駅	Subway Station	地铁站	地鐵站	지하철역
	バスターミナル	Bus Terminal	公交车总站	公車總站	버스 터미널
	タクシーのりば	Taxi Stand	出租车搭乘处	計程車搭車處	택시 타는 곳
	駐車場	Parking	停车场	停車場	주차장
	駐輪場	Bycycle Parking	自行车停车场	自行車停車區	자전거 두는 곳
	案内所	Information	问讯处	資訊處	안내소
	案内地図	Information Map	指南地图	地圖指南	안내지도
	官公庁	Government Office	行政机关	縣市機關	관공서
	警察署/交番	Police Station/ Koban(Police Box)	公安局/派出所	警察署/派出所	경찰서/파출소
	郵便局	Post Office	邮局	郵局	우체국
	病院	Hospital	医院	醫院	병원
	美術館/博物館	Museum of Art/ Museum	美术馆/博物馆	美術館/博物館	미술관/박물관
	ホテル/宿泊施設	Hotel/Accommodations	酒店/住宿设施	飯店/住宿設施	호텔/숙박시설
	大規模店舗	Large Retail Store	大型商场	大型商店	대규모 매장
	コンビニエンス ストア	Convenience Store	便利店	便利商店	편의점
	銀行	Bank	银行	銀行	은행
	海外発行カード 対応 A T M	ATM for Overseas Cards	A T M(可使用境外 卡)	A T M(對應國外 發行金融卡)	해외발행 카드 사용 가능 A T M
	お手洗い/トイレ	Restroom/Toilet	洗手间/厕所	洗手間/廁所	화장실
	エレベーター	Elevator	电梯	電梯	엘리베이터
	エスカレーター	Escalator	自动扶梯	電扶梯	에스컬레이터
	バリアフリー経路	Barrier-Free Route	无障碍通道	無障礙通道	무장애 경로

※1 鉄道会社で駅ナンバリングを作成している場合は表示する(巻末資料編 資料2)。作成していない場合は を表示する。

・案内図の地図面に使用する色彩は、下記の色彩を参考に判読性を確保した地図面を作成します。

区分	施設名	色彩例	色 (Pantone No.)	(参考)
			仕様	CMYK値
緑地	森		Pantone:376C 枠線無し	60-0-100-0 -
	公園・緑地		Pantone:390C 枠線無し	40-0-100-0 -
	緑道		Pantone:5865C 枠線無し	0-0-30-10 -
	水域 湖、池、河川		Pantone:292C 枠線無し	50-10-0-0 -
施設	敷地		Pantone:467C Proces Black 0.1mm	10-20-40-0 0-0-0-100
	名称表記 一般施設		Pantone:Warm Gray 1C 枠線無し	0-0-0-10 -
	名称表記 大規模競技場		Pantone:Warm Gray 1C Proces Black 0.2mm	0-0-0-10 0-0-0-100
	駅舎 高架等		Pantone:Warm Gray 1C Proces Black 0.2mm	0-0-0-10 0-0-0-100
	地下街		Pantone:420C	0-0-0-25
			Cool Gray 10C 0.2mm	0-0-0-72
	歩道橋・ ペデストリアンデッキ		Pantone:Warm Gray 1C	0-0-0-10
			Proces Black 0.2mm	0-0-0-100
道路	高速道路等		Pantone:Warm Gray 4C Proces Black 0.2mm	30-30-30-0 0-0-0-100
	モール・歩行 者専用道路等		Pantone:121C 枠線無し	0-10-70-0 -
鉄軌道	鉄道軌道		Pantone:Cool Gray 9C 3.0mm	0-0-0-65
	地下鉄軌道 (トンネル部)		Pantone:Cool Gray 9C 3.0mm 破線	0-0-0-65
	バス路線		Pantone:Red 032C 0.35mm	0-100-100-0

区分	施設名	色彩例	色 (Pantone No.)	(参考)
			仕様	CMYK値
バリアフリー 経路	バリアフリー 経路		Pantone:Red 032C 3.0mm 破線	0-100-100-0
境界線	市境界線		Pantone:Cool Gray 8C 2.0mm 一点鎖線	0-0-0-55
	町境界線		Pantone:Cool Gray 8C 1.0mm 破線	0-0-0-55
	丁目境界線		Pantone:Cool Gray 8C 1.0mm 点線	0-0-0-55
現在地	現在地表示		Pantone:Red 032C 枠線無し	0-100-100-0 -

安全色青		100-60-10-0
安全色緑		100-20-70-0
安全色黄		0-20-90-0
横断歩道		0-0-0-40
住所等グレー文字		0-0-0-65
歩道橋階段		0-0-0-55

※「地図を用いた道路案内標識ガイドラインブック」より作成

③レイアウト

○案内サインについては、タイトル、案内図、インフォメーションマーク、凡例、現在地及び市章等を視認しやすいに配置で表記します。

<整備の際のポイント>

- ・表面は案内図を中心にタイトルは上端、凡例及び現在地は右側又は下端への配置を基本とします。
- ・裏面については、タイトル、現在地を表示します。設置場所の通りに道路通称名等がある場合は表示面の中央に表示します。

レイアウトイメージ (左・中央: 表面 / 右: 裏面)

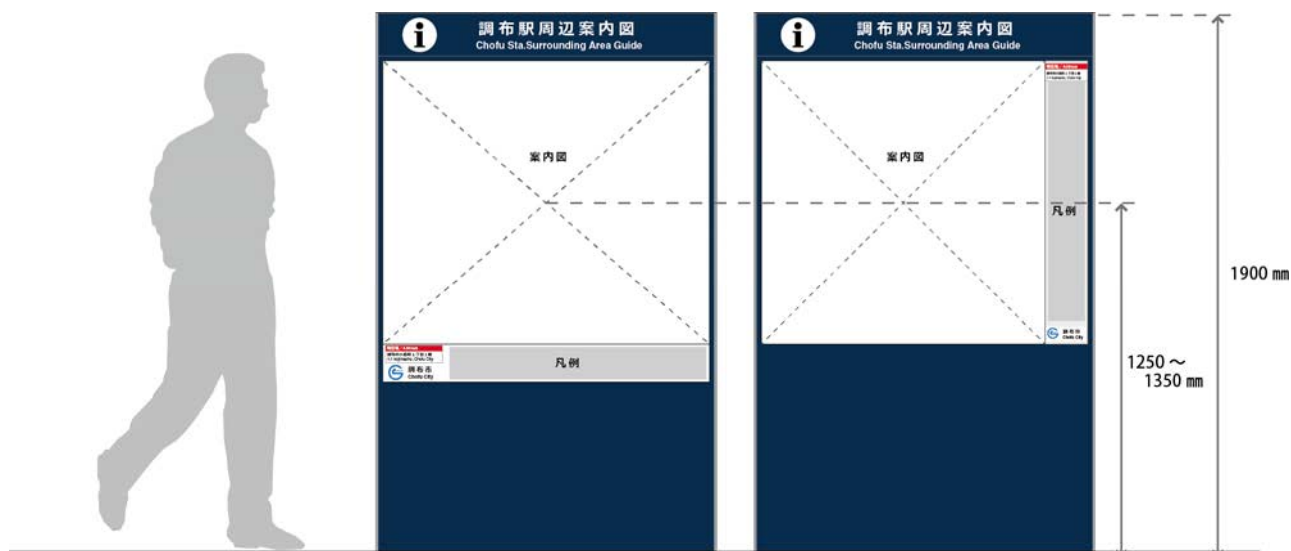


④形状

- 形状については、周囲の景観に配慮したシンプルなデザインとし、過度な装飾の使用は避けます。
- 案内サインは原則、独立型とします。ただし、独立型の設置が困難な場合に限り、壁掛け型を用いることを可能とします。
- 計画的に設置されるものについては、サインの顕在性を高めるため、形状や色彩及び素材等の統一感を図ります。
- 設置場所の有効活用や景観への配慮から、可能な限り他のサインとの集約化を図ります。特に市街地等においては、誘導サインとの集約化の検討を行います。

<整備の際のポイント>

- ・地図面の高さについては、路面から1250mm～1350mmの範囲に地図面の中心に配置できるよう配慮します。
- ・複数のサインを設置する場合は高さを揃える、一体的な形状にするなどの工夫を行います。
- ・インフォメーションマークをポール等で併設する場合は、下端2500mm以上を確保することとします。

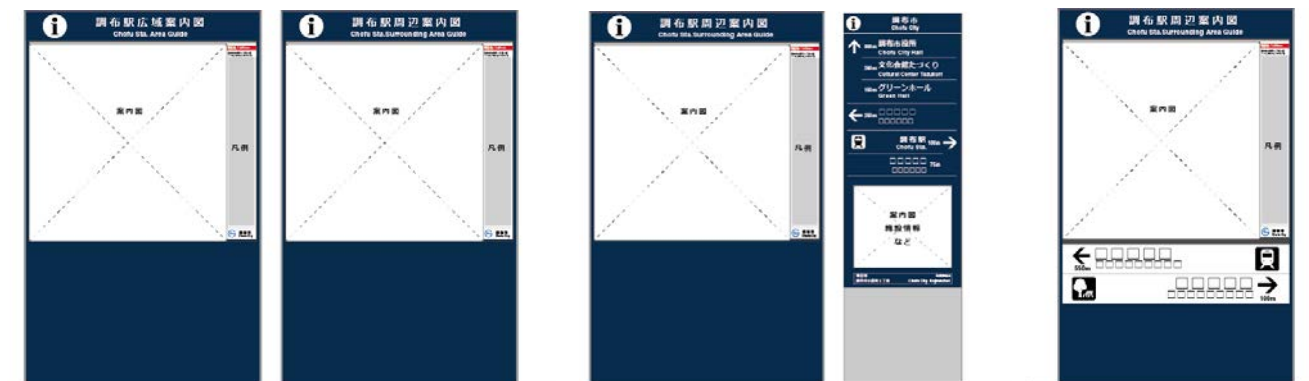


設置イメージ

《広域案内+周辺案内》

《周辺案内+誘導（立板）》

《周辺案内+誘導（羽板）》


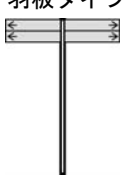


4-2 誘導サイン

①誘導サインの種類

○種類については、設置場所や目的地（誘導すべき施設）の数等に合わせ、形状を選択します。

■誘導サインの種類

種類	特徴	主な設置場所
立板タイプ 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面が大きいことから、誘導すべき施設が多い、多方面への施設への誘導が必要な場所での使用が可能です。 案内サインと連携して掲出することが可能で、デザイン等の統一が図りやすくなっています（表示面の状況によっては地図情報の掲載も可能）。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅やバスターミナル等の交通拠点 主要な交差点や通りの終点等の案内拠点。
羽板タイプ 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の距離があっても視認性や判読性の確保が容易で、表示板の向きで方向指示することが可能なため、視覚的な誘導が行いやすくなっています。 複数の方面に設置の際は、支柱から一定程度の空間の確保が必要になります。 目的地ごとに表示が必要なため、誘導可能な施設の数に限られます。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な交差点や通りの中間点 施設周辺の誘導地点

②掲載情報と内容

○目的地（誘導施設等）については「1-2/表示内容の基本ルール(P9)」の内容を基本に、地域や設置場所の状況に応じて、目的地（誘導施設）を選択します。

○板面については、方向（矢印）、距離、ピクトグラム及び目的地（誘導施設等）を表示します。立板タイプについては、必要に応じて、案内図（周辺や詳細など）や施設情報などの表示を検討します。

○現在地及び、管理者情報を表示します。

○文字の大きさについては、「3-3/文字の大きさ(P19)」の内容を踏まえ、目的や設置場所の状況に応じて設定します。

<整備の際のポイント>

・距離表示については、下記のルールで表記します。

距離表示のルール		例
2桁の場合	下1桁を四捨五入	58 m →60 m
3桁の場合	下1桁を四捨五入	452 m →450 m
4桁の場合	下2桁を四捨五入し、kmで表示	1185 m →1.2 km

③レイアウト

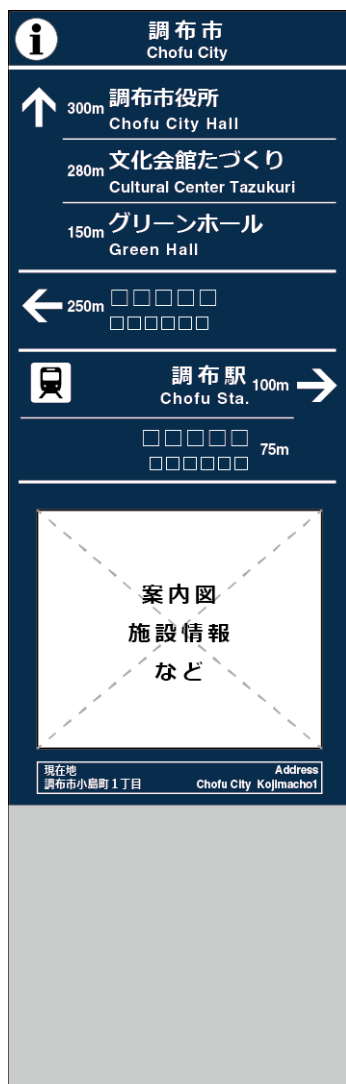
- 目的地については、わかりやすいように方面ごとにまとめ、「右方向」の目的地については右寄せとし、それ以外の「方向（前方や左方向など）」については左寄せとします。
- 複数の目的地を表記する場合は、方向や距離などを踏まえ、まとまりのあるわかりやすい表示を行います。

<整備の際のポイント>

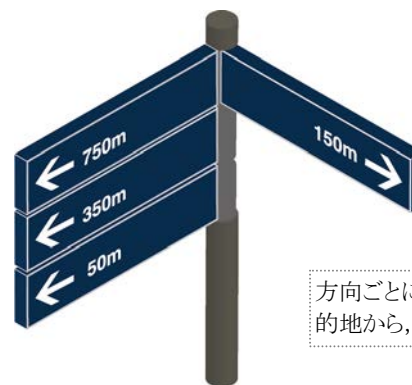
- ・矢印を先頭に、距離、目的地、ピクトグラムの順に表示します。目的地については、上段に和文、下段に英文表示を基本とします。
- ・方向については「前方」「左方向」「右方向」の順に表示し、距離は遠い施設から順に示します。
- ・タイトルで、横長の表記となる場合は、和文と英文を1列に並べて表示します。
- ・情報量は、可読性の点から全体で4～6情報に収めることを推奨します。

レイアウトイメージ

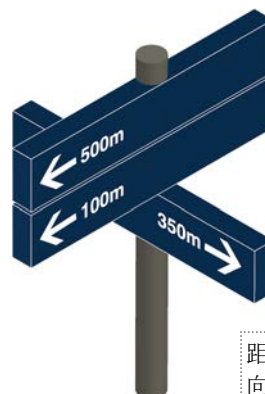
《立板タイプ》



《羽板タイプ》



方向ごとに距離の遠い目的地から、順に設置



距離のみを優先せず、方向の統一に配慮して設置

④形状

○形状については、周囲の景観に配慮したシンプルなデザインとし、過度な装飾の使用を避けます。

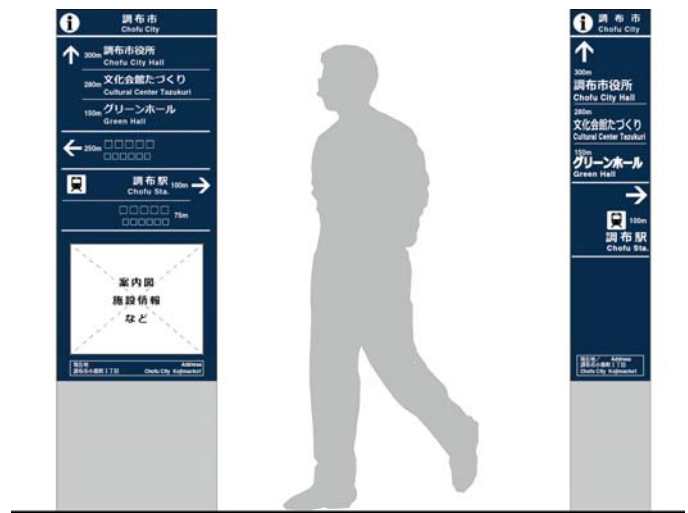
立板タイプ	原則，独立型とします。ただし，独立型の設置が困難な場合に限り，壁掛け型を用いることを可能とします。
羽板タイプ	原則，独立型とします。ただし，設置場所の状況に応じて，添架等が可能な場合は集約化を検討します

○計画的に設置されるものについては、サインの顕在性を高めるため、形状や色彩及び素材等の統一を図ります。

<整備の際のポイント>

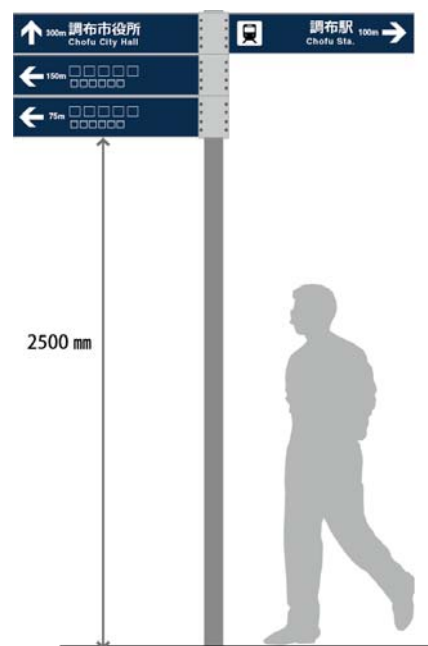
《立板タイプ》

- ・設置高さについては、最高地上高さ2500mm以下とします。ただし、インフォメーションマークを併設する場合はこの限りではありません。
- ・案内サイン等と併設する場合は、原則、設置高さを揃えます。
- ・原則、表面のみ活用します。裏面については、設置場所の状況も踏まえ、位置情報等（道路名称や現在地など）の表示を検討します。



《羽板タイプ》

- ・掲出高さについては、羽板の下端から路面までを2500mm以上の高さを確保します。
- ・原則、表裏の表示面を活用します。
- ・複数の羽板の掲出する場合は、各方向の枚数差が生じないようにバランスを考慮して設置の向きを決定します。その際は、設置枚数1方向につき3枚程度とします。



参照：サインの設置イメージ

○飛田給駅周辺

- ・飛田給駅周辺地区のスポーツ施設等の状況を意識して統一感のあるサインを設置
- ・地域をイメージした色彩を使用したデザイン（主要カラー：ブルー）



《周辺案内サイン+誘導サイン》



《案内（広域、バス乗場、駅構内等）+誘導サイン（立板）》



《誘導サイン（立板）》



《誘導サイン（立板）》



《誘導サイン（立板）》

○深大寺周辺

- ・深大寺周辺の歴史的な趣きや自然あふれる景観を意識して統一感のあるサインを設置
- ・歴史や自然を意識した色彩を使用したデザイン（主要カラー：ダークブラウン）



《誘導サイン（羽板）》



《誘導サイン（羽板）》



《誘導サイン（羽板）》

5. 維持管理

5-1 公共サイン整備の流れと運用イメージ

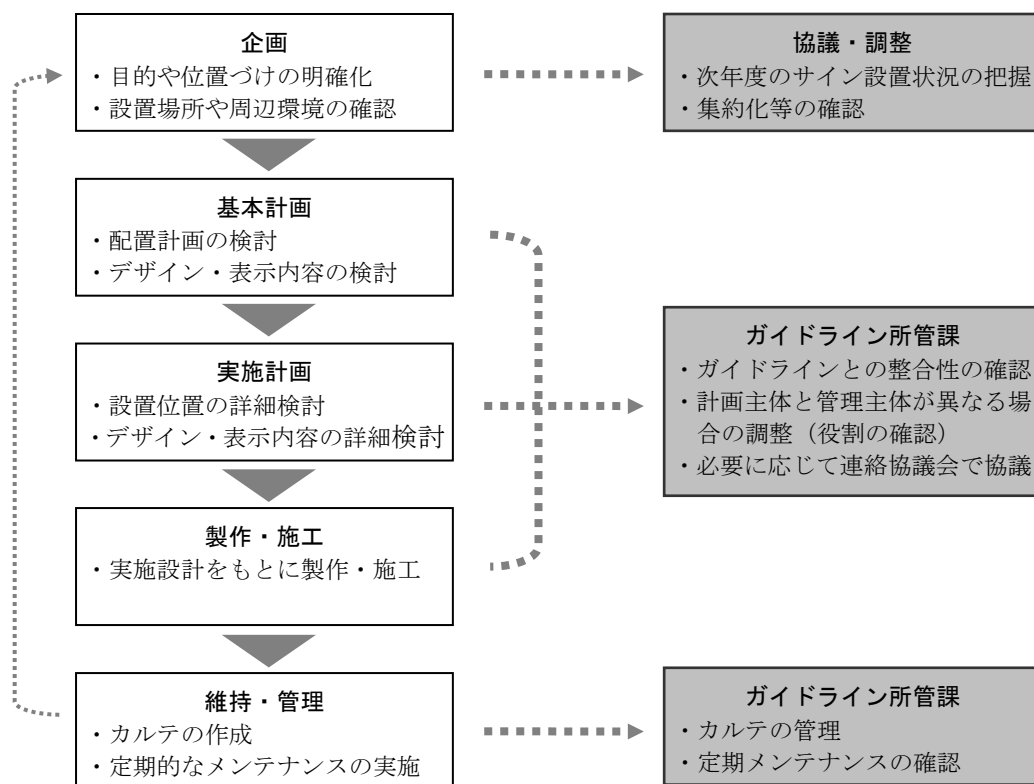
①整備の流れと運用イメージ

○公共サイン整備においては、適切なプロセスを踏んで企画、計画、設計及び設置を行い、適切な維持管理を行います。

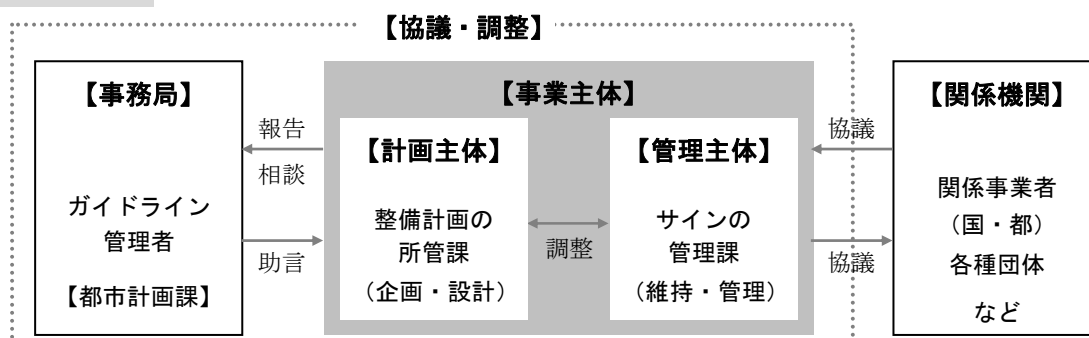
<運用のポイント>

- ・公共サイン整備については、ガイドラインを参考にし、下記の流れに沿って、企画立案、整備（設計・施工）及び維持管理を行います。
- ・ガイドライン所管課と協議・調整を行ったうえで、原則事業主体が中心となり公共サイン整備を進めます。ただし、必要に応じて、関係機関との調整を行います。
- ・ガイドライン所管課及び関係機関との協議・調整の中で、ガイドラインとの整合性の確認や集約化の可能性を検討します。
- ・計画主体又は管理主体が異なる場合は、事前に調整を行い、役割を明確にします。
- ・事業主体は現況を事務局に報告し、必要に応じて調整を行います。

公共サイン整備のイメージ



運用のイメージ



5-2 サインのメンテナンス

①サイン本体のメンテナンス

- 清掃及び保守点検を年に1回程度行い、そのサインの状況について、定期点検表に記録し、保管します（カルテを活用）。
- サインの表示面の変更やサイン本体の変更又は修繕が必要なものは、補修・修繕計画等を検討します（軽微なものは除く）。
- 市民からサインの損傷情報が寄せられた場合、サイン管理者は現状を確認し、必要に応じて補修等に関する検討を行います。

<メンテナンスのポイント>

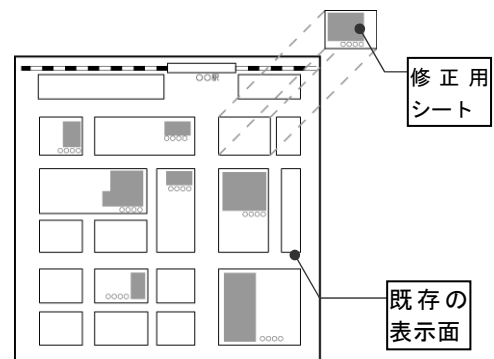
- ・違法なはり紙や落書きを取り除き、清掃します。
- ・がたつきやボルトの締め付け及び破損や傷（塗装のはがれなど）等の状況を確認し、必要に応じて修繕を行います。

②サイン情報のメンテナンス

- 施設の新設や名称変更、道路の形状変更等、定期的にサイン表示内容に関する情報を収集し、追加、修正及び削除など、情報の適正な更新を心がけます。
- 市民からサインの表示内容に関する情報が寄せられた場合、サイン管理者は現状を確認し、必要に応じてメンテナンスを行い、適切に対応します。

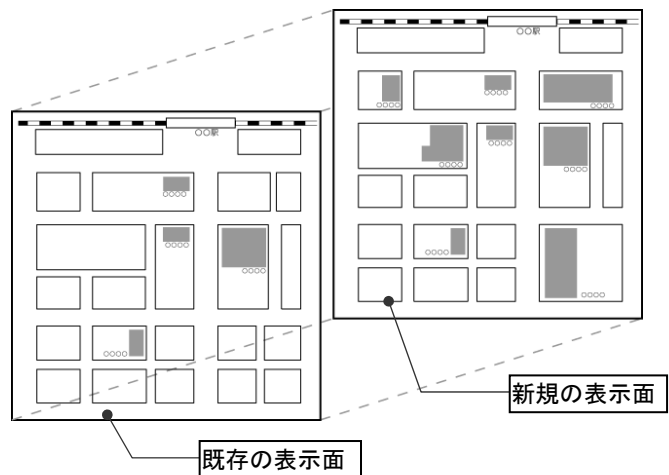
<部分的なメンテナンスのポイント>

- ・施設の新設若しくは名称変更及び道路の形状変更等に伴い、適宜、部分的な修正を行います。
- ・修正等については、部分的な貼り替えで対応します。
- ・補修する部分については、表示面の構成を踏まえ、地色の色彩、文字の種類などを現状に合わせる（同じ仕様とする）など、全体になじむように配慮します。



<全面的なメンテナンスのポイント>

- ・案内サインの地図面については、原則、5年に1回程度を目安に点検を行い、必要に応じて全面的な更新を行います。
- ・表示面の変更が多数ある、又は修正済みの箇所が多いなどの表示面が煩雑になる場合は表示面全体を取り替えます。
- ・表示面の破損及び退色が目立ち、視認性に問題が生じた場合は、表示面全体を取り替えます。



第3章 公共サイン整備の推進に向けて

1. 公共サインの統一

着実に整備を進めるため、調布市バリアフリー基本構想の中で、重点整備地区としている調布駅・布田駅・国領駅周辺地区、飛田給駅周辺地区の生活関連経路に対する主要箇所については、バリアフリー基本構想の目標年次と整合を図り、整備目標を平成32年度とします。

さらに、誰にもわかりやすい公共サイン整備を行っていくため、新規に案内・誘導サインを設置する場合、又は既設の案内・誘導サインを更新する場合には、本ガイドラインを適用、又は推奨することにより周囲の景観への配慮とともに、全市的な公共サインの統一化を図ります。

また、公園や各施設内のサインについては、それぞれの施設等の特徴を生かしつつ、本ガイドラインの内容に配慮しながら、誰もが見やすいわかりやすく、統一感のあるサインの整備に取り組んでいきます。

2. 市民参加と協働の推進

各地域特性に応じた地域に愛される公共サイン整備の推進を図っていくためには、市民との協働が重要であり、整備計画をまとめる段階で市民との意見交換の場を設けるなど、市民参加による整備計画の検討・策定に取り組んでいきます。

3. 継続的な取組

整備方針及び本ガイドラインに基づき、各地区で整備計画を策定していく中で全市的に共通して盛り込むべき事項等については、次の整備に生かせるようPDCAサイクルの実践により、必要に応じて整備方針及び本ガイドラインの改定を行っていくものとします。また、実際に整備したものに対する市民等からの意見を収集し、今後の整備計画に反映する仕組みづくりを検討していきます。



■参考資料

「調布市公共サイン整備ガイドライン」の作成において、次の資料を参考にしています。

- ①調布市公共サイン整備方針
(調布市 平成24年3月)
- ②公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン
(交通エコロジー・モビリティ財団 平成19年7月)
- ③改訂版 道路の移動円滑化整備ガイドライン
(財団法人国土技術研究センター 平成23年8月)
- ④地図を用いた道路標識ガイドブック
(財団法人 道路保全技術センター 平成15年11月)
- ⑥観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン
(国土交通省 観光庁 平成26年3月)
- ⑤国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針
(東京都 平成27年2月)

登録番号
(刊行物番号)

2014-234

調布市公共サイン整備ガイドライン

発行日：平成27年3月

発行：調布市

編集：都市整備部 都市計画課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

Tel 042-481-7746

※無断での転載、複製を禁じます

